

いちがお園だより

発行 社会福祉法人はしうど福祉会

発行日 令和6年 6月1日

No.351

いちがお園

風薫る季節

田には稲が植わり、コウノトリが田んぼにえさを求めてやってきて、初夏を感じる季節となりました。

園内の敷地にはいろいろな植物があります。先月はタケノコ、今月は野苺と、人目につかないところに生えていてもしっかりとおかずにしてしまう。見たら食べずにおられない。生命力を感じる光景があります。

今年も見事に咲いて、玄関を彩る君子蘭

ここの所は喫茶企画で、3時になると園内は甘い匂いが漂っています。甘いものは別腹。食べる楽しみは大切です。

私はどら焼き

お花はええな

宇川いちがお園では宇川保育園の皆さんとの交流会をしています。子ども達は元気いっぱい。肩を叩いてもらったり、お遊戯の披露で楽しませていただきました。

交流会

いちがお園在宅介護支援センター満足度調査

いちがお園在宅介護支援センターでは現在、要介護者約120名 要支援者約15名程の方のケアマネジメントをしています。介護保険のサービスを使う上では欠かせない存在のケアマネジャーです。現在5名のケアマネジャーが活動しています。

ご利用者、ご家族に寄り添う身近な相談者であるだけに、日頃の思いを聞かせていただきたく満足度調査を実施しました。アンケートは124名に配布し、回収は77名 回収率は62%でした。ご報告が遅くなりましたが、お忙しい中をご協力いただきありがとうございました。

介護サービスはとても複雑なので、個人でサービスを選ぶことや調整することは困難です。そのために介護サービス計画書を作り、介護サービスの調整をする役目を担うのがケアマネジャーです。10の設問の内、態度や電話対応などは9割の方が「良い」との回答ですが、介護保険制度やその他のサービスについての説明や助言については「普通」と感じている方が2割程度ありました。

具体的な意見としては

- ルールや利用できるサービスの範囲などを教えてほしい
- 家族の不在時に独りで過ごすことが難しいので、その間の過ごし方をどうするか
- 施設入所について相談がしたい などがありません。

在宅介護支援センター

こんにちは！ ケアマネジャーです

認知症介護のヒント「9大法則・1原則」

先月認知症の介護のヒントをお伝えしました。今月から9大法則から具体的な対応の心得をお伝えしていきたいと思います。

法則1 記憶障害に関する法則

私達が心得ておく必要がある事は「記憶になれば、その人にとって事実ではない」ことです。周りの者にとっては真実でも、ご本人は記憶障害のために真実ではない事が認知症の世界では日常的な事です。

特徴その① ひどい物忘れ

同じ事を何回、何十回と繰り返しますが、これはその都度忘れてしまうからです。丁寧に教えて本人が「わかった」と返事をして安心はできません。返事した瞬間に教えられたことを忘れてしまいます。

えっ もう忘れたんか

特徴その② 全体記憶の喪失

デイサービスから帰った後に「今日どこに行ったの？」と尋ねて「どこにも行ってないで。1日中家に居た」という事があります。体験したことを忘れるのが特徴だから思い出せなくても仕方がない。デイサービスで楽しく過ごせたのなら思い出せなくてもよいのではないかと割り切るのが良いでしょう。

は～てな？



家族もなかなか受け入れられないねえ～

「ごはんを食べていない」と言われたら、「今準備してるから待ってね」「おなかがすいたね。おにぎりがあるからこれを食べてね」と対応するほうがうまくいきます。食事の内容を忘れるのではなく、食事をしたことを忘れるのです。

特徴その③ 記憶の逆行性喪失

その人にとっての現在は、最後に残った記憶の時点になります。夕方になるとそわそわして「家に帰らせてもらいます」とあいさつされたら、いったんその気持ちを受け入れて「お茶を入れましたので飲んでいってください」とか「夕飯をせっかく準備したので食べて行ってください」と対応してみてください。30～40年前の世界に戻った本人にとって、昔の家と雰囲気の違い今の家は他人の家です。夕方になると自分の家に帰らなくては、という気持ちになります。

介護者教室のお知らせ

日時：令和6年7月6日（土）

13時半～15時

場所：いちがお園

内容：リフレッシュ体操
基本的な介助方法

（立ち上がり・歩行介助・車への乗り降り）

便利な歩行補助具

福祉用具の介護保険の改正など

申し込みの締め切りは6月28日です

連絡先：いちがお園在宅介護支援センター

0772-75-2500

いちがお園 75-2496

6月

11日 生花

3日 評議員会
7日 天理教様ボランティア
10日 特養散髪コーナー
30日 FUKUSHI就職フェア



宇川診療所 通所リハビリテーションの取り組み

～自立支援・重度化防止に向けた対応～

令和6年度の介護報酬改定があり、通所リハビリテーションに求められる役割としてリハビリテーション・機能訓練・口腔・栄養の一体的に取り組むこととなっています。

口腔機能向上に向けての取り組みを行っています

- ①利用者様全員に食後口腔ケアを実施
- ②歯科衛生士による口腔ケア、口腔ケア指導、口腔内評価の実施
- ③歯合わせ体操（咀嚼・嚥下・発語機能の改善）
- ④構音訓練（個別に発生・発語訓練）



食後は歯磨きをしましょう

歯磨きをすると

- ①味覚が改善されご飯がおいしくなる
- ②唾液が出やすくなる（唾液は口の中の最近増殖を抑える効果があります）
- ③発声・発語（おしゃべり）がしやすくなる
- ④病気が防げる（誤嚥性肺炎や感染症、認知症予防になります）



その結果

ご利用当初は義歯の汚れが目立ちますが、だんだん義歯がきれいになっています
ご利用者自らが、口腔ケアの重要性に気づき、ご自宅でもケアされるようになっていきます

宇川通所リハビリテーションは1階に歯科があり、歯科医や歯科衛生士の指導や助言を受ける事ができます。管理栄養士とも連携しながら重度化防止に努めています。



宇川いちがお園

5月26日、碓高原にドライブに出かけました。久しぶりのドライブでご利用者の方も喜んでおられました。碓高原まではカーブがたくさんあり、カーブの数を数えながら帰りました。

ご利用者同士でお話をされたり、新聞折りや袋たたみなどのお手伝いをしてくださって、一日は穏やかに過ぎていきます。いつもありがとうございます。